

分類 (内容別)	分類 (機関別)	内 容
相談業務に関する意見		
	町	多重債務者本人にも問題点があると思われる場合に、相談を受けても専門的知識がなく、回答に苦慮することがある。
	町	今のところ多重債務者相談はありませんが、相談があった場合は司法書士へ問い合わせるようにしています。
	町	本町では、多重債務者からの相談は今のところないが、今後は、相談件数も増えることが予想されるため、専門知識の向上を図る必要がある。
	町	相談者が高齢者になればなるほど生活状況把握に時間を要する場合によっては自宅へ訪問しないといけないような相談もある
	村	小さい町村では、顔見知りもあるためか、相談がありません。今後その対策も必要だと感じます。
	村	多重債務自体が抱える特性から地元行政へ相談しづらい面もあると思われる。相談者が相談しやすい機会の情報提供を今後行っていきたい。
	村	相談員にもある程度知識や(人生の)経験がないと、相談するほうも、されるほうも不安である。相談者には、一家の生活がかかっており、経済的はもちろんのこと、体力的、精神的にも追い込まれている。追い込まれてからでないで、相談に行こうと思わないので、予防のための広報、啓発が必要であると感じた。
	市	小さな街なので市役所には知り合いが多いことから、相談件数が少ない。
	市	法的な事項になるとどうしても対処ができないので、紹介せざるを得ない。
	市	現状、相談者が債務者本人ではなく家族等の相談が多い。債権の状況がわからないことがあるので、相談しやすい環境整備を作りたい。
	市	市役所内の知人等がいるため来庁に抵抗がある。電話相談でも名前を聞くのも難しいため、弁護士会等の連絡先を教えるのみとなる。また本人が連絡してこないために聞き取りも進まない
	市	第2回の庁舎内関係課の会議を開催したが、地域性もあるかもしれないが、住民の窓口来所時や料金の集金訪問時に、住民の異変を感じても、市職員がなかなか踏み込んだ対応をできないこと。
	町	相談窓口が多数あり(役場の相談室・社協のふれあい福祉相談・人権相談・法律相談・行政相談等)、相談者も迷われるようです。
	町	町民と職員の面識があり、相談できにくい環境である。職員外の対応が望ましいものの、相談窓口の実績がない為、開設方法について検討中である。
	町	この一年間、町の窓口への多重債務相談はゼロである。相談を必要とする人たちはいると思われるが、消費生活センター専門機関に直接行っていると思われる。今後、無料法律相談会の開始が決定すれば町民の方々も安心して相談に見えるのではないかと。
	町	実際相談件数はないが、見えないところで問題があるのではないかと考えられる。
	市	多重債務者は、精神的な不調が多く、保健師と連携を取り心療内科等への通院を勧めることも必要である。生活に困窮していることから、生活保護の受給手続もひとつの方法としてアドバイスしたい。自己破産への社会的に誤解が多く本人がためらうことが多い。
相談体制に関する意見		
	市	生活保護担当部署において、多重債務者であることが発覚した際には、法テラス相談窓口の紹介や債務整理を勧めるなどの対策を講じている。また、ケースワーカーを対象とした多重債務研修会を、福岡財務支局の講師派遣制度を活用して実施予定。
	市	平成21年度に消費生活相談員の配置を予定しており、多重債務者の相談窓口の強化を図っていききたいと考えている。
	町	商工課商工観光係の業務として、消費生活に関することになっており、消費者相談窓口を持っているものの、兼任職員だけで対応しており専門的知識をもった職員の配置は行われていない。今後、「地方消費者行政活性化事業」を活用し、職員の研修参加と専門的知識向上をはかり、消費生活相談窓口の常設化や、出前講座の開催や県弁護士会との連携を図っていきたい。
	市	多重債務者に対する支援、特に生活再建までの支援をするにはマンパワーが必要であるが、相談員をこれ以上増員できる予算は無い。
	市	今後も住民に接する市の職員が多重債務に対する認識を変え、相談者を円滑に相談窓口へ誘導できるようにしていく必要があると思う。
	市	市内に多重債務の相談を受け付ける法律専門家がいない。
	町	他の業務との兼務で、対応に限界があるため、県センター等上位機関の縮小は絶対にしないでいただきたい。
	町	一般職員が1名体制で相談を受けているので、別の仕事で不在の場合など不都合がある。専任は難しいが、兼務でも2名以上の職員で対応できればと考えている。
	町	多重債務相談について、消費生活相談窓口では受けていないが、社会福祉協議会主催の弁護士無料法律相談会では受けている。
	町	専門的な相談員がいないため沖縄県県民生活センターにお問い合わせいただくようにしている
	村	小さな市町村では、顔見知りという事もあり相談しづらい状況にある。そのためなかなか相談に来ないというのが現状である。近くで気軽に相談に行ける場所の情報提供が望まれる。
広報活動に関する意見		
	町	多重債務問題に関する相談件数は、現在のところあがっていないが、潜在的には相談業務に対するニーズは高いと考える。今後は広報紙やチラシ、研修会などにより、多重債務問題に関する情報提供、啓発活動に積極的に取り組む必要がある。
	市	多重債務問題については、全国的に各自自治体で窓口の整備を進めているところであるが、国や県により、テレビやラジオ等で、「多重債務相談は市役所へ。」等の周知がなされれば、大きな効果が得られるものと考えられる。
	市	未曾有の大不況の中、多重債務者が増加することが予想されます。これまで以上に啓発活動等が、必要と考えます。また、行政機関内外との連携を図ることも必要です。

市区町村(九州・沖縄)

	町	相談窓口は開いているが、まだ相談の前例がない。担当者の知識も深め、町内でも相談窓口についての広報を行っていかなければならない。
関係部署・関係機関との連携等に関する意見		
	市	税務部署や福祉部署で、多重債務と思われる住民が居た場合、相談窓口へ誘導される。
	町	人員不足のため十分な対策が行えない。
	町	当町の現状では、相談業務を専門的に行うことは困難で十分な相談受け入れ体制がとれない。
	町	今後、消費者行政活性化基金を活用し、相談体制の充実を図ります。
	市	平成22年度から収納対策室が設置されました。
	市	市役所内部での多重債務相談の連携が図られていないので、庁内における多重債務相談ネットワークを構築する予定
	町	税務担当部局と連携を図りたい
	町	現在、消費生活センターや県保険所などと 連携をとって業務を行っている。特に消費生活センターと、連携をとって業務を進めている。
	市	相談窓口の集約化にあたり、関係各課との連携構築について、準備を進めてきたところである。今後は広報活動や担当職員の研修など、より充実した相談体制のために幅広い活動が必要になると思われる。
	町	税務課の税徴収係より、多重債務者へ対し相談窓口への紹介があっている。
	市	多重債務者の発掘の際、他課での聞き取り後、当課での聞き取りをする場合がありますが、多重債務者にとっては同じことの繰り返しとなるので負担になるのではないかと思います。その場合の対処の仕方など、連携の流れが確立できていません。
	市	市内弁護士事務所等と更に連携強化し、多重債務相談業務の充実を図る。
	市	生活困窮の為に多重債務者となり、相談窓口を訪れるケースがほとんどで、法律専門家等へ連絡を取り対応しているが「今、生活が出来ない！」と訴えられ、これ以上の対応に苦慮しており、福祉行政との連携が今後の課題にしたいと思います。
	村	多重債務担当課は戸籍、生活保護、公共料金徴収対策班の職務を担当している職員がおり、情報は収集しやすいので該当者と思われる人がいたら連携を取りながら相談に繋げていく。
情報提供・研修等に関する意見		
	町	ブロック別研修会の継続、担当者以外の職員(納税担当者等)と合同研修会を開催していただきたいです。
	市	自治体職員のための研修を増やす必要がある。
弁護士会・司法書士会に対する意見		
	市	多重債務で過払いが出る場合は良いが出ない場合は弁護士費用が高額で頼めない。
国・金融庁の取組みに対する意見		
	市	パイオネットで集計できない統計はやめてほしい。
	市	警察によるヤミ金や悪質業者対応協力、国を挙げての生活再建や就業支援が必要
	市	家計収支表の必要性、推進に力を入れていくことが多重債務問題の解決に繋がると思う。
国・金融庁の取組みに対する意見(特にセーフティネット貸付けについて)		
	市	低所得者層の多重債務者など最初に必要なお金がない方に対する貸付等の制度や機関等がない。
その他の意見等		
	市	最近、貸金業者から債権を譲渡された債権回収業者による強引な取立て行為(時効が完成しているにも拘らず、時効の援用を知らないという相談者の無知に付け込み、債権を承認させる行為)が散見される。改正法の本格施行後に、総量規制が行われた場合、多重債務者に対する債権が「不良債権化」するのは目に見えており、債権譲渡が加速する可能性が高いと思われる。時効が完成している債権に対する債権譲渡の規制等何らかの消費者保護の規制が必要であると考え。